

東京都における推進計画

(平成 30 年度 若年技能者人材育成支援等事業)

平成 29 年度における事業実績及び連携会議の提案・意見等を踏まえ、ものづくりマイスター・ITマスター（以下、ものづくりマイスター・ITマスターを「ものづくりマイスター等」と呼ぶ。）の積極的活用、企業、教育関係機関や技能士関係団体等との連携関係の構築などを図り、若年技能者の人材育成支援を行うとともに、児童・生徒や若者の関心が一層ものづくり分野に向くよう効果的に事業を行うため推進計画を策定する。

1 ものづくりマイスター等の活用事業

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助

ア 相談窓口の設置

東京都技能振興コーナーに若年技能者の人材育成に係る相談窓口を引き続き設置し、専任職員による随時相談を受け、きめ細かな対応を図る。

イ 人材育成の相談・援助

若年技能者の人材育成に係る相談・援助を実施する。

例えば、技能検定試験の実技課題や技能五輪全国大会の競技課題等を活用した人材育成の取組マニュアル、企業等の訓練計画の作成のアドバイス、指導者の紹介、好事例の紹介、指導者の派遣や訓練施設のコーディネート等の援助を行う。

ウ ものづくりマイスター等制度の紹介を実施

技能振興コーナーのホームページを活用し、制度の紹介を充実させるとともに、ポスター、パンフレット、電子媒体等により広報活動を展開し、更に制度の周知を効果的に図る。

エ ものづくりマイスターが行う実技指導の中で、一定の条件が満たされれば3級技能検定の資格付与が可能であることについて案内する。

(2) ものづくりマイスター等の発掘・登録

企業や学校からのものづくりマイスター等派遣要請に対して、ものづくりマイスター等とのマッチングを的確に行い派遣を円滑に実施し、ニーズに対応していくために、登録ものづくりマイスター等の数（ストック）及び登録職種の数（メニュー）を増していく。認定申請者については、確実に活動できるなどの確認をしたうえ、中央技能振興センターに申請する。平成 30 年度の登録数の目標は、ものづくりマイスターについては、平成 29 年度と同程度とし、ITマスターについては、委託契約締結後に厚生労働省との協議に基づき、29 年度の実績を踏まえ、目標数値を定める。いずれも、随時募集する。

ア 発掘に当たっては、ものづくりマイスター等に対する関心を高めるため、ものづくりマイスター等の活動の意義や具体的な活動事例を紹介する募集パンフレットを用いて、ものづくりマイスター等登録活動を推進していく。

イ ものづくりマイスターについては、29 年度から企業・業界団体に対して、業界の中核をなしている中堅どころの技能者（所謂、第二世代技能者）のものづくりマイスター認定申請を積極的に行うよう呼びかけを行ってきたが、その効果も出てきているの

で引き続き行っていく。

ウ 職業能力関係施設や専門学校等においては、幅広い職種について職業教育訓練を行っている。これらの施設の協力を得て、当該施設のものづくり職種の講師に対して認定申請を要請する。

エ ITマスターの申請を促進するため、IT業界と引き続き連携して、周知を図るとともに、IT企業訪問等を行っていく。

オ IT技能を有するものづくりマイスターについて

平成30年度は、下半期以降IT技能を有するものづくりマイスターを認定することとなるため、上半期において中央技能振興センターで検討、提示した認定基準を把握して、下半期以降、派遣の準備を行う。

(3) ものづくりマイスター等派遣による実技指導

ものづくりマイスター等は、都内のものづくりマイスター等を中心に活用するが、要請のあった職種で都内のものづくりマイスター等がない等の場合は、必要に応じて、広域派遣制度に基づき近隣県のものづくりマイスター等の活用も図っていく。

ITマスターの企業や学校派遣による実技指導については、まだ、実績がない。国の動向を踏まえて、国と協力連携して進めることとする。

技能検定試験の検定委員となっている者に対しては、技能検定試験の公平性についての疑念を抱かれることのないようにするという観点から、当該検定職種（作業）の技能検定実技試験に先立って、技能検定実技試験に係る講師としての派遣は行わない。

ア 学校等へのものづくりマイスター等派遣による実技指導の実施

この事業が工業高校や農業系高校の専門高校に定着しつつあるが、専門高校の設置科目と派遣可能職種を調べ、派遣実施校の拡大を図っていく。既に受入れ実績のある学校について、年度当初に年間派遣計画を作成して、計画的な派遣を行う。

主に技能検定課題や技能競技大会の競技課題を活用して実技指導を実施する。実施に当たっては、工業高校や農業系等の専門高校コース、普通高校コース（製造業・建設業就職内定者向け）、大学・専修学校等コース（製造業・建設業就職内定者向け）を設定し、ニーズに合った実技指導を行う。

イ 中小企業等におけるものづくりマイスター等の活用の促進

企業派遣については、高等学校とは異なり、ニーズの内容が企業によって大きく異なる。業種の違いは当然であるが、その他、例えば、初級技能者に対する製造機械習熟訓練、新分野へ進出のための技能習得訓練、中堅技能者のトラブル対処訓練など企業派遣ニーズは様々である。このため、ニーズはあっても該当職種のものづくりマイスターとのマッチングが成立しない場合もある。また、この事業を知らない企業も多い。前述した、ものづくりマイスター等のストックの確保とともに、そのような課題を克服して、中小企業にもものづくりマイスター等派遣制度を活用して頂くため、次の(ア)～(イ)のような方策を行う。

また、平成29年度からは、企業・業界団体から生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等について要請があった場合、一定の経験・資格等をもったものづくりマイスターを派遣する。

(ア) ものづくりの盛んな区市の産業経済部門や産業団体との連携・協力を一層推進する（大田、品川、板橋、葛飾、荒川、江戸川、墨田等）。

既に、個別企業レベルでは、ニーズに応じてものづくりマイスター派遣を行っている多摩地域にもアプローチしていく。

(イ) 中小企業の若手経営者が集まる自主的グループ等が、ものづくり産業集積地域にあるが、これらの地域グループや地域のハブ企業にアプローチし、これらを通じた

開拓を進める。

(㊦) 企業等の従業員を集めた研修会・講習会へのものづくりマイスター派遣を業界団体へ働きかける。

(㊧) 平成 25 年度におこなったニーズ調査を活用して、人材育成に意欲のある企業やものづくりマイスターの活用に前向きな企業に対して、引き続き、個別訪問等により具体的なニーズ等を把握し、ものづくりマイスターと企業とのマッチングを図る。

(㊨) 当協会ホームページを見てのものづくりマイスター派遣要請もある。引き続き当協会ホームページの活用や事業説明会を通じて、事業PRに努める。

エ 指導内容に記録、課題等の伝授

受講生の到達度、今後の課題や感想等を記録し、受講生に対して受講後の記録内容等を伝えると共に、今後の技能の向上に役立つよう指導する。

オ 技能検定 3 級試験の受検資格付与に係る確認書

技能検定 3 級の受検資格付与を希望する者に対しては、「技能検定 3 級試験の受検資格付与に係る確認書」に必要事項を記入の上、ものづくりマイスターが実施した実技指導を受講した結果、各項目についてチェックし、安全に作業ができるか否かを判定する。

(4) 「目指せマイスター」プロジェクトの推進

平成 26 年度に開始した「目指せマイスター」プロジェクト等の推進を図るため、教育関係者や児童・生徒に対するものづくり・IT の魅力発信を行う。これまで、重点地域を設定して、段階的に事業推進を行って来ており、28 年度からは、新たに IT の魅力発信の事業が加わった。予算の限度がある中で、地域や実施数量のバランスも考えた普及が必要である。

平成 30 年度は、実績の上がり始めた地域（中野、文京、江東、目黒、足立、墨田、北、葛飾、東村山等）や未実施地域にも普及を図る。従って、これまで重点的に事業の普及に努めてきた地域（大田、新宿、板橋、江戸川）は、実施総量の調整も行っていく。

ア 学校の授業等へものづくりマイスターを講師として派遣

小中学校の他、普通高校や総合高校の授業等へものづくりマイスターを講師として派遣し、「ものづくりの魅力」を発信していく。

イ 学校教員や保護者に対するものづくりの魅力発信

若者に影響力のある教員や保護者を対象として「ものづくりの魅力」に関する講座等を実施する。

ウ ものづくりマイスターが働く事業所職場体験

ものづくりマイスターが働く事業所で児童・生徒が職場体験をすることを通じて、児童・生徒の関心や興味をものづくり分野へ誘導していく取組みであるが、対象となる事業所と学校との距離や職種、体験日数の関係で、従前は実績が少なかった。

平成 29 年度からは、国の仕様書には求職者も対象とすることとしており、就労支援施設の性格が強まっている若者サポートステーションや東京都との連携の中で、この事業の実施可能性を検討していく。

エ 「IT の魅力」発信

児童・生徒へ IT の興味を喚起するとともに、児童・生徒に IT 分野についての理解を深めて貰うため、IT マスターを学校へ派遣し、「IT の魅力」発信を行う。

平成 28 年度は小中学校で試行的に行い、29 年度からは本格実施しているが、実施規模については、30 年度向けの国の仕様書及び 29 年度実績を踏まえて設定する。

(5) ものづくりマイスター等に対する指導技法等講習会の実施

認定されたものづくりマイスター等に対して、指導技法に優れている講師により、指導技法の習得と向上のための講習会を随時開催する。講習会の未受講者については、

引続き、講習会開催時ごとに受講を呼びかける。

(6) ものづくりマイスター活動意志確認

過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターについて、引き続きものづくりマイスターとして活動を実施する意志確認及び指導技法等講習受講を通知し、講習会を開催する。

2 地域における技能振興事業

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施・援助

ア 技能五輪全国大会の予選会を実施

(ア) 平成30年度又は平成31年度大会の予選とする。29年度初めて実施した西洋料理職種を軸に、国の実施要領を踏まえ、3職種程度の職種について行う。

(イ) 実施に当たっては、業界の協力により、円滑な運営を図る。

イ 技能五輪全国大会等への参加に対する援助

技能五輪全国大会、若年者ものづくり競技大会について、参加選手や指導者の参加旅費、道具等の運搬費に対する援助を実施する（ただし、中小企業等に限る）。

(2) 地域における技能振興事業の実施

ア ものづくり教育・学習会の実施

(ア) 匠の技・高度技能の実演を披露することにより、ものづくりの素晴らしさを伝える。

a 対象者等：高校生等

b 実施場所：高校やイベント会場にて実施

c 実施対象職種：内装仕上げ、貴金属装身具 等

(イ) 技能五輪全国大会等上位入賞者による技能の実演を披露することにより、技能競技大会の素晴らしさを伝授する。

a 対象者：高校生等

b 実施場所：高校等やイベント会場にて実施

c 実施対象職種：建築大工、造園、フラワー装飾 等

イ 技能の魅力伝えるものづくり普及啓発(ものづくり体験教室)事業の実施

地域で実施しているものづくりに関連するイベントへ熟練技能者等を派遣して、ものづくりの体験教室や実演等を行うことにより、地域の子供達や参加者にもものづくりの魅力を知って貰い、技能への関心を高める取組みを行う。

(ア) 対象者：小・中学生等

(イ) 対象職種：建築大工、和裁 等

ウ 熟練技能者派遣による実技指導の実施

ものづくりマイスター認定職種以外の技能分野やものづくりマイスターが選定できない職種で、実技指導の要請があった場合、熟練技能者を派遣することで対応する。

エ イベント「ものづくりフェア東京'18」の開催（2日間）

技能士会、関係行政機関等とも連携して、匠の技の作品展示・実演・体験を通してものづくりの素晴らしさや重要性、必要性をアピールし技能尊重機運の醸成を図るためイベントを開催する。平成28年度から「技能士展」と同時開催して来たが、30年度の実施形態については、中央技能振興センターと協議する。

より幅広い参加を得るため、フェアのPRを新宿の周辺区まで範囲を広げ、校外授業等としてフェアでもものづくり体験を希望する学校や児童施設をあらかじめ募集する。

(ア) 内容

ものづくりの技術・技能の素晴らしさやものづくりの体験を通じて、その面白さを広く知って貰うため、会場をものづくりマイスターゾーン、情報技術ゾーン等に

分け、展示や実演、体験を行う。

- a 展示：ものづくりマイスター、現代の名工等による技能の紹介、匠の技の作品展示、技能五輪全国大会、技能検定の紹介、ものづくりに係る中小企業の製品を展示
- b 実演：ものづくりマイスター、現代の名工、技能五輪全国大会等の入賞者による実演
- c 体験：技能士会等による体験教室を開催

(イ) 参加団体：都内各技能士会、行政機関、教育訓練機関、中小企業など

(ロ) 広報：報道発表やポスター、チラシ等を作成し広く周知

オ ブロック単位でのイベントの実施

中央技能振興センターが全国各ブロック単位で行っているイベントに対して、要請があれば実施に協力していく。

(ア) 技能士展の実施

- a 展示：技能士の活動の紹介、技能検定の紹介、作品展示、技能士が活躍している企業の紹介（製品等を展示）
- b 実演：技能士によるものづくり実演

(イ) 技能競技大会展の実施

- a 展示：技能競技大会（技能五輪全国大会、若者ものづくり競技大会、技能グランプリ）の紹介
- b 実演：技能競技大会入賞者の紹介、ものづくり実演

カ 生産性・品質向上のためのIT活用の現状とものづくりマイスターの活用に係る好事例発表及び意見交換

技能伝承に取り組む企業好事例発表及び意見交換会の実施に替わり、平成30年度は生産性・品質向上を図るため、東京都地域においてIT活用して生産性・品質向上を図る好事例やものづくりマイスター活用の好事例となる取組みを行う企業に発表をして貰うとともに、その取組みについて、有識者を交え、参集者と意見交換を行う。

テーマ合わせた参加者募集の方法も工夫する。

キ 技能競技大会の観覧

若者の技能への取組みの真剣さを実感し、高校生等に技能への姿勢を高めて貰うための日帰りバスツアーの技能競技大会の観覧会は、技能五輪全国大会開催地に沖縄県が予定され、技能グランプリも兵庫県で開催の予定であるため、平成30年度は観覧を実施しない。

ク 「地域発！いいもの」応援事業

地域で行われる技能振興の取組みを支援し、技能尊重気運を更に高めるため、地域で行われる技能振興に関連する取組みや制度（受託者が実施するものを除く）について、広く応募して頂き、センターで審査、選定を行い、全国的に広報を行うものであるが、コーナーは、応募の受付・チェック・センターへの応募書類の送付、審査結果の通知を行う。また、連携会議委員等からの情報提供による掘り起しや企業・業界団体等へのチラシ配布等によりこの取組みのPRを行う。

ケ グッドスキルマーク事業

技能検定制度の更なる周知・普及を図るため、1級技能士又は単一等級技能士が製作した場合や製作に関わった場合にのみ標示できるロゴマークを付与することができる商品を認定する事業である。コーナーは、募集の周知、応募書類の受付、チェック、センターへ書類送付、結果を応募者へ通知の業務を行う。

3 連携会議

(1) 連携会議の開催

東京都の産業特性、就業構造等を踏まえた、本事業の推進計画に関する審議や進捗状況の管理を行うため、平成 25 年度より連携会議を設置している。個別事業が関係者や地域の協力によって計画的にかつ円滑に実施されるように、連携会議に専門部会（計画、事業推進）や専門分科会（人材育成、地域振興、教育分科会）を設置している。事業実施に対し効果的な検討と効率的な運営が図れるよう専門部会、専門分科会についてそれぞれ統合を図る。

ア 連携会議の構成

(ア) 構成メンバー

学識経験者、経営者団体、労働者団体、技能士会、教育関係者団体、東京労働局、東京都など

(イ) 専門部会、専門分科会の構成

専門部会：学識経験者、経営者団体、労働者団体、技能士会、教育関係者団体、東京労働局、東京都など

専門分科会：学識経験者、企業、業界、行政機関、教育機関、ニート・フリーター関係団体など。

イ 開催時期

(ア) 本連携会議

2 回以上

(イ) 専門部会、専門分科会

開催は、本連携会議の状況により随時行う。平成 30 年度の専門部会、専門分科会の編成は、1 専門部会と 2 分科会程度とする。

(2) 事業協力体制の整備

事業を推進していく上で、戦略的かつ中長期的な動きが出来るように各種団体等と事業の協力体制を構築していく。

(対象) 各技能士会、各技能検定協力団体、連携会議メンバー所属組織など